

けんけんほっとライン

せいぎかい

発行 2006年7月

4つの♡気♡で頑張ります! 元気! 根気! やる気! 本気!

6月の定例会が終了しました

暑い夏、到来! 草加でも、各神社で祭礼が、また各地域・町会で夏祭りが行われています。若い衆が元気なお祭りは、まちの元気です。

県議会は6月の定例会が7月7日に終了しました。障がいのある生徒さんの卒業後の一般就労に向けて、職業教育の充実をはかる為に高等養護学校を設置する条例改正他、16議案が審議されました。議会最終日には、副知事の人事提案があり、埼玉県歴代3人目となる女性の副知事の就任が決まりました。



そうか! コラム

団塊世代・セカンドライフ・地域デビュー

どう生きますか? 退職後の人生

たっぷりあります **時間** **お金** 不安がありませんか?
なんといいても **生きがい** **退職金と年金 支出は?**

まだまだ元気。やる気も能力も十分。自分の生活も大事だし、でも何か地域や世の中に役立つことしてみたい。

第6回 市民塾セミナー「定年後の豊かなセカンドライフ」

日時：8月5日(土) 13:30 ~ 16:30(開場 13:00)
場所：アコスホール 参加費：無料 <手話通訳あり>
内容：1部 定年後のライフプランニング(生活・人生設計+マネープラン)
講師：年金・金融問題教育普及ネットワーク事務局長 植村昌機氏
(DCアドバイザー・AFP・社会保険労務士)
2部 起業で社会貢献 ~コミュニティビジネスの立ち上げの方法と実例~
講師：コミュニティビジネスサポートセンター代表理事 永沢映氏
それぞれのテーマについて、個別相談あり(完全予約制・お一人15分程度)
主催・連絡先：市民塾 (Tel & Fax: 048-920-5646)
(平日 9:00 ~ 17:00 時間外は留守電がファックスにメッセージを残して下さい)

少年犯罪・少年法

「子ども13歳・事件から考える少年法と改正問題」と題して、少年法の専門家を講師にお招きセミナーを開き、多くの方のご参加を頂きました。法改正の背景を含めお話頂きました。少年・少女をめぐる問題にどう取り組んでいくか、地域で様々な活動や協力があリ、学校でも懸命に取り組んでいます。子どもたちが、愛され、社会に受容されているという安心感と、未来に希望のもてる社会にしていかなければなりません。



意見・ご要望をお寄せ下さい

メールや電話、ファックスにて、お気軽にご連絡下さい。

埼玉県議会議員 山川百合子事務所
〒340-0012 埼玉県草加市神明1-2-31
Tel: 048-927-0131 Fax: 048-927-0353
http://yamakawa-yuriko.jp
E-mail: info@yamakawa-yuriko.jp

草加の中の埼玉県

自主防犯組織のパトロール用品

町会や自治会、PTAの方々、市内各地で防犯活動に取り組んで下さっています。埼玉県では、今年度も防犯対策に力を入れており、県の予算事業として「自主防犯パトロール支援事業」を行っています。この事業の中で、自主防犯パトロールを行う団体のパトロール用資機材等の配布に、補助金を出しています(県は2/3、市が1/3)。今年度はこれまでに、草加市内の町会、自治会、PTAを合わせて111団体分が申請されています。



地域安全運動実施中

県道の修繕

「横断歩道の所で、舗装が盛り上がり、家族を含めて高齢者がつまずいて転倒して危なかった。県に連絡したらすぐ直してくれた。」市民の方の声です。

県では県民の安心・安全を守るために、「すぐにも事故につながるとされる」箇所の応急の修繕に、積極的に対応しています。

部分的な修繕が大切であることはもちろんですが、高齢の方々、障がいのある方々が安心して道路を歩けるためのバリアフリーの道路整備も必要です。市内全体の現状を示し、対策を求めていきたいと思ひます。



神明の排水機場が完成しました



2001年度(平成13年度)から本体工事に着手をした、神明の排水機場(古綾瀬川排水機場)が昨年度完成し、この7月16日(日)に、松江中学校を会場に、知事、地元町会長出席のもと竣工記念式典が行われました。

当日は、草加中学校プラスバンド部の皆さんによる演奏もありました。

県によれば、排水機場の完成に伴う効果について、近年で最大の被害をもたらしたとされる昭和57年9月の洪水と同じ規模の雨が降った場合、浸水範囲の約89%の部分(地図の薄い色のついている部分)の浸水被害が軽減され、また濃い色の部分でも浸水の程度と浸水時間が軽減されると予測されています。ただこれは、内水の強制排出のポンプの設置や水路整備等が前提となっています。

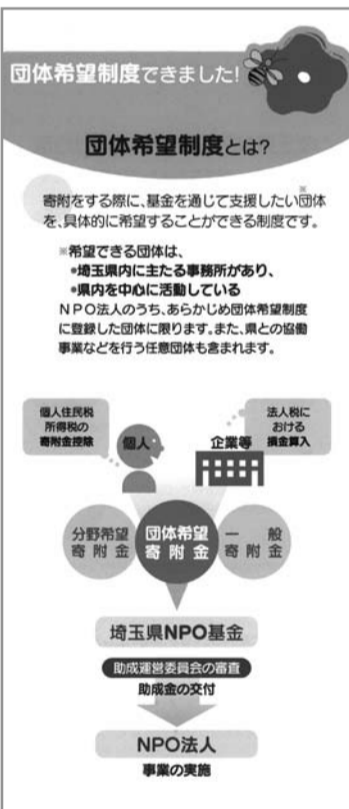
県内全市町村と連携し、2008年までの3か年の暫定措置として
在宅福祉サービス、補装具給付、医療費、それぞれの負担上限月額を国の制度の
原則二分の一にし、不足分を行政が補助

東京都 3か年の間

住民税非課税世帯の精神障がいの方の通院医療費1割負担の無料化
ホームヘルプサービス利用1割負担を低所得者に限り3パーセントに軽減
ホームヘルプサービスの減免措置として社会福祉法人減免の対象を全事業者に拡大

福井県の施策例

子育てしやすい職場環境づくりに取り組む中小企業に対して奨励金を支給
保護者が通院や冠婚葬祭、学校行事等へ参加する場合、NPO法人等が一時預かり、
保育所への送迎・家事援助サービスを実施。その利用料の半額助成（一部の
地域で実施）
第3子以降3歳未満児の医療、保育にかかる経費を原則無料化し、3人以上の出
産奨励のメッセージを強くアピール
保育所での保育、保護者の就労による家庭での養育が困難な病児・
病後児の保育を、病院などで一時的に実施（一部の地域）



利用してみてもいい **県の事業**

活
ほっておけない我が子の未来



夏休み・夏休み・夏休み!